

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>・仕様書「3.(2)2) 試料の保存」のうち、「② 生体濃度調査試料」について</p> <p>「試料調整後、各海域の生物部位ごとに 20g (wet) を一単位として 2 本 (100mL のガラス容器を想定) をあらかじめ取り分け長期保存用試料とする。」とありますが、前項「① 堆積物試料」には「あらかじめ取り分け長期保存用試料とする」旨の記載がありません。「② 生体濃度調査試料」についても、前項「① 堆積物試料」と同様に取り扱いと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>「② 生体濃度調査試料」の取り扱いにおきまして、仕様書「3.(2)2) 試料の保存」②文末に記載の通り、【環境省が公表資料を公開した時点で環境省担当官の指示に応じて試料保存機関に送付もしくは廃棄する。】とし、ご理解のとおり、前項「① 堆積物試料」と同様の取り扱いで問題ございません。</p>